

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年3月30日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	6件
厚生年金保険関係	6件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900297 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000097 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 13 年 11 月から平成 17 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 13 年 11 月から平成 17 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 13 年 11 月から平成 17 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 13 年 11 月から平成 17 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 14 年 5 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 14 年 5 月の標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 14 年 5 月の第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 13 年 11 月から平成 14 年 4 月まで	28 万円	38 万円	—
平成 14 年 5 月	28 万円	34 万円	38 万円
平成 14 年 6 月から同年 9 月まで	28 万円	38 万円	—
平成 14 年 10 月及び同年 11 月	28 万円	41 万円	—
平成 14 年 12 月	28 万円	38 万円	—
平成 15 年 1 月から同年 5 月まで	28 万円	41 万円	—
平成 15 年 6 月	28 万円	47 万円	—
平成 15 年 7 月から平成 16 年 4 月まで	28 万円	44 万円	—
平成 16 年 5 月から平成 17 年 3 月まで	28 万円	36 万円	—

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 13 年 11 月 1 日から平成 17 年 4 月 1 日まで
② 平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日まで

請求期間①については、A社に勤務していた期間に係る標準報酬月額よりも多くの給与が支払われ、厚生年金保険料も多く控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

請求期間②については、B社に移籍出向していた期間に係るA社の厚生年金保険の記録はないが、A社からも差額の給与が支払われており、給与明細書の下段を見ると厚生年金保険料が控除されているので、A社での厚生年金保険の記録も認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①（次の表の第一欄に掲げる期間）については、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間①の標準報酬月額（次の表の第二欄に掲げる金額）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間①の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成13年11月から平成14年4月まで	28万円	38万円	—
平成14年5月	28万円	34万円	38万円
平成14年6月から同年9月まで	28万円	38万円	—
平成14年10月及び同年11月	28万円	41万円	—
平成14年12月	28万円	38万円	—
平成15年1月から同年5月まで	28万円	41万円	—
平成15年6月	28万円	47万円	—
平成15年7月から平成16年4月まで	28万円	44万円	—
平成16年5月から平成17年3月まで	28万円	36万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成14年5月については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、平成14年5月の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

3 請求期間②について、請求者は、B社に移籍出向していた期間に係るA社の厚生年金保険の記録はないが、A社からも差額の給与が支払われており、給与明細書の下段を見ると厚生年金保険料が控除されているので、A社での厚生年金保険の記録も認めてほしいと主張している。

一方、請求者の主張どおりに厚生年金保険の記録を訂正するためには、請求者がA社において厚生年金保険の被保険者であったと認められ、事業主により当該給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認又は推認できる場合である。

しかしながら、A社は、請求者は平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間、B社に移籍出向した旨回答しており、A社が提出した労働者名簿によると、「H17. 3. 31 移籍出向の為退社」と記載されている。

また、A社の請求期間②当時の会社規程によると、移籍型出向は、出向元との雇用契約を終了させて出向先との間で新しく雇用契約を結ぶものとされているところ、A社が提出した「社員の出向に関する協定書」及び「雇用契約書」によると、請求者についてB社は雇用契約を締結していることが確認できる。

さらに、日本年金機構は、A社と請求者については、契約上及び実態の双方の観点において、指揮命令の下職務に従事していたとは言い難く使用関係がないと思われることから、請求者は出向元のA社の厚生年金保険被保険者とならないと思慮される旨回答している。

加えて、請求者が提出した請求期間②に係るA社の給与明細書について、同社は、給与明細書の上段は支給額、下段は在籍だった場合のシミュレーションであり、給与ではなく、差額補償（外注費）として支給し、厚生年金保険料を控除していない旨回答しており、請求者が提出した給与振込先とする銀行の預金通帳に記載されている振込金額は、当該給与明細書の上段の振込金額と一致することからすると、上段の金額に基づいて計算されていることになり、厚生年金保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

なお、日本年金機構は、A社から請求者に支払われた差額補償はA社が費用負担していたと思料されることから、B社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の算定等の報酬月額に加算することはできない旨回答している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900300 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000098 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 9 年 7 月から平成 19 年 4 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 9 年 7 月から平成 19 年 4 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 9 年 7 月から平成 19 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 9 年 7 月から平成 19 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 13 年 5 月から同年 9 月まで、平成 14 年 10 月から平成 15 年 3 月まで及び平成 16 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 13 年 5 月から同年 9 月まで、平成 14 年 10 月から平成 15 年 3 月まで及び平成 16 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 13 年 5 月から同年 9 月まで、平成 14 年 10 月から平成 15 年 3 月まで及び平成 16 年 3 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 9 年 7 月から平成 10 年 9 月まで	28 万円	41 万円	—
平成 10 年 10 月から平成 12 年 9 月まで	28 万円	44 万円	—
平成 12 年 10 月から平成 13 年 4 月まで	28 万円	47 万円	—
平成 13 年 5 月から同年 8 月まで	28 万円	44 万円	47 万円
平成 13 年 9 月	32 万円	44 万円	47 万円
平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月まで	32 万円	44 万円	—
平成 14 年 10 月から平成 15 年 3 月まで	32 万円	44 万円	47 万円
平成 15 年 4 月から平成 16 年 2 月まで	32 万円	47 万円	—
平成 16 年 3 月から同年 8 月まで	32 万円	44 万円	47 万円
平成 16 年 9 月から平成 19 年 4 月まで	32 万円	44 万円	—

- 3 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 9 年 7 月 22 日から同月 7 日に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :

生年月日：昭和38年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：①平成9年7月7日から同年7月22日まで
②平成9年7月22日から平成19年5月1日まで

請求期間①については、A社の平成9年7月度給与明細書では、勤務開始日が平成9年7月7日とされているが、厚生年金保険被保険者資格取得日は平成9年7月22日とされているので、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

請求期間②については、A社の給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う報酬月額よりも年金記録の標準報酬月額の方が低い金額とされているので、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②（次の表の第一欄に掲げる期間）については、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間②の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成9年7月から平成10年9月まで	28万円	41万円	—
平成10年10月から平成12年9月まで	28万円	44万円	—
平成12年10月から平成13年4月まで	28万円	47万円	—
平成13年5月から同年8月まで	28万円	44万円	47万円
平成13年9月	32万円	44万円	47万円
平成13年10月から平成14年9月まで	32万円	44万円	—
平成14年10月から平成15年3月まで	32万円	44万円	47万円
平成15年4月から平成16年2月まで	32万円	47万円	—
平成16年3月から同年8月まで	32万円	44万円	47万円
平成16年9月から平成19年4月まで	32万円	44万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成9年7月から平成19年4月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成9年7月から平成19年4月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、平成13年5月から同年9月まで、平成14年10月から平成15年3月まで及び平成16年3月から同年8月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び前記1の表の第三欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額については、第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書により、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

3 請求期間①については、オンライン記録により、A社は、請求期間①当時、厚生年金保険の適用事業所であることが確認でき、請求者が所持する2枚の平成9年7月度給与明細書によると、1枚目の給与明細書には「自7月7日至7月21日(15日)」(以下「給与明細書A」という。)、2枚目の給与明細書には「自7月22日至7月25日(4日)」(以下「給与明細書B」という。)と記載されていることが確認できる。

一方、雇用保険被保険者資格取得日及びA社が提出した請求者に係る労働者名簿に記載されている雇用年月日は、いずれも厚生年金保険被保険者資格取得日(平成9年7月22日)と一致している。

また、A社は、請求者の平成9年7月7日から同月21日までの期間について、おそらく試用期間であったと思うが、請求者の雇用形態、勤務状況等について確認できる資料がないため、本来届出されるべき請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日は不明である旨回答している。

さらに、日本年金機構は、給与明細書や事業所の回答により、平成9年7月7日から同月21日までの期間について請求者がA社に勤務していたことは間違いないと考えられるが、労働者名簿の雇用年月日は平成9年7月22日となっており、当時の勤務状況や雇用形態等の変更を確認することができないため、平成9年7月7日から同月21日までの期間に社会保険に加入すべきかどうかを判断することはできないと考える旨回答している。

なお、前述の平成9年7月度の給与明細書Aに記載されている厚生年金保険料額について、A社は、本採用になってからの給与明細書Bの給与額では厚生年金保険料を控除することができないので、給与明細書Aへ誤って入れてしまったのではないかと思われるが、当時の担当者がおらず、詳細を確認できない旨回答している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900324 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000099 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 19 年 3 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 3 月から平成 21 年 8 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 19 年 3 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 3 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 20 年 2 月から平成 21 年 8 月まで及び平成 23 年 9 月から平成 29 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成 20 年 2 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額、平成 23 年 9 月から平成 29 年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 20 年 2 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) 及び平成 23 年 9 月から平成 29 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 19 年 3 月から平成 20 年 1 月まで	26 万円	36 万円	—
平成 20 年 2 月から同年 8 月まで	26 万円	36 万円	41 万円
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月まで	32 万円	36 万円	41 万円
平成 23 年 9 月から平成 24 年 3 月まで	32 万円	—	41 万円
平成 24 年 4 月及び同年 5 月	32 万円	—	36 万円
平成 24 年 6 月から同年 8 月まで	32 万円	—	41 万円
平成 24 年 9 月から平成 26 年 8 月まで	34 万円	—	41 万円
平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月まで	34 万円	—	38 万円
平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月まで	34 万円	—	41 万円
平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月まで	36 万円	—	41 万円

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成19年3月1日から平成29年11月1日まで
② 平成29年11月1日から平成31年4月1日まで

A社に勤務していた請求期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料額及び給与として支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額が、年金記録の標準報酬月額と相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料額及び支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成19年3月から平成21年8月までの期間（次の表の第一欄に掲げる期間）については、A社が提出した請求者に係る賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、次の表の第一欄に掲げる平成19年3月から平成21年8月までの標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成19年3月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成19年3月から平成20年1月まで	26万円	36万円	—
平成20年2月から同年8月まで	26万円	36万円	41万円
平成20年9月から平成21年8月まで	32万円	36万円	41万円
平成23年9月から平成24年3月まで	32万円	—	41万円
平成24年4月及び同年5月	32万円	—	36万円
平成24年6月から同年8月まで	32万円	—	41万円
平成24年9月から平成26年8月まで	34万円	—	41万円
平成26年9月から平成27年8月まで	34万円	—	38万円
平成27年9月から平成28年8月まで	34万円	—	41万円
平成28年9月から平成29年8月まで	36万円	—	41万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成19年3月から平成21年8月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成19年3月から平成21年8月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行

していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、第一欄に掲げる平成 20 年 2 月から平成 21 年 8 月までの期間については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び前述 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額については、第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

また、請求期間①のうち、第一欄に掲げる平成 23 年 9 月から平成 29 年 8 月までの期間については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、平成 20 年 2 月から平成 21 年 8 月まで及び平成 23 年 9 月から平成 29 年 8 月までの期間については、前述の賃金台帳により、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額（平成 20 年 2 月から平成 21 年 8 月までの期間については第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額）を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額（平成 20 年 2 月から平成 21 年 8 月までの期間については第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額）を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成 21 年 9 月から平成 29 年 10 月までの期間については、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合であるところ、前述の賃金台帳により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

- 4 請求期間①のうち、平成 21 年 9 月から平成 22 年 3 月までの期間、平成 29 年 9 月及び同年 10 月については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は年金事務所に対し当該期間に係る報酬月額の訂正届を提出しており、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されているところ、A 社が提出した賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による記録の訂正を行う必要はない。

- 5 請求期間②については、訂正請求受付日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であるため、厚生年金保険法に基づき、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正することが可能な期間である。

一方、A 社の事業主は、訂正請求受付日後に、年金事務所に対し請求期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（報酬訂正）及び賃金台帳を提出しており、年金事務所は、当該資料に基づき、平成 29 年 11 月から平成 30 年 3 月までを 38 万円から 47 万円に、平成 30 年 4 月から同年 8 月までを 44 万円から 47 万円に、同年 9 月から平成 31 年 3 月までを 44 万円から 50 万円に標準報酬月額を訂正しており、当該標準報酬月額は、請求期間②に

係る貸金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と一致する。

したがって、請求期間②については、厚生年金保険法に基づき、請求者の主張に即した記録訂正が既になされていることから、記録の訂正を行う必要はない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900338 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000100 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 13 年 1 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 13 年 1 月から平成 19 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 13 年 1 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 13 年 1 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 12 年 12 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 12 年 12 月の標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

請求者の A 社における平成 15 年 9 月から平成 16 年 1 月まで及び平成 18 年 2 月から同年 6 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 15 年 9 月から平成 16 年 1 月まで及び平成 18 年 2 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 12 年 12 月、平成 15 年 9 月から平成 16 年 1 月まで及び平成 18 年 2 月から同年 6 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄 (平成 12 年 12 月については第二欄) に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 12 年 12 月	19 万円	—	26 万円
平成 13 年 1 月から同年 4 月まで	19 万円	26 万円	—
平成 13 年 5 月から同年 8 月まで	19 万円	30 万円	—
平成 13 年 9 月	24 万円	30 万円	—
平成 13 年 10 月から平成 14 年 7 月まで	24 万円	32 万円	—
平成 14 年 8 月から平成 15 年 8 月まで	24 万円	41 万円	—
平成 15 年 9 月から同年 11 月まで	24 万円	38 万円	47 万円
平成 15 年 12 月及び平成 16 年 1 月	24 万円	30 万円	47 万円
平成 16 年 2 月から同年 8 月まで	24 万円	30 万円	—
平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月まで	24 万円	34 万円	—
平成 17 年 9 月から平成 18 年 1 月まで	24 万円	38 万円	—
平成 18 年 2 月から同年 4 月まで	24 万円	36 万円	38 万円
平成 18 年 5 月及び同年 6 月	24 万円	30 万円	38 万円
平成 18 年 7 月から同年 11 月まで	24 万円	30 万円	—
平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月まで	24 万円	34 万円	—

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 12 月 4 日から平成 19 年 4 月 1 日まで
請求期間に係る標準報酬月額による厚生年金保険料額が、給与から控除されていた厚生年金保険料額と相違しているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間（次の表の第一欄に掲げる期間）のうち、平成 13 年 1 月から平成 19 年 3 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 13 年 1 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成 13 年 1 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 12 年 12 月	19 万円	—	26 万円
平成 13 年 1 月から同年 4 月まで	19 万円	26 万円	—
平成 13 年 5 月から同年 8 月まで	19 万円	30 万円	—
平成 13 年 9 月	24 万円	30 万円	—
平成 13 年 10 月から平成 14 年 7 月まで	24 万円	32 万円	—
平成 14 年 8 月から平成 15 年 8 月まで	24 万円	41 万円	—
平成 15 年 9 月から同年 11 月まで	24 万円	38 万円	47 万円
平成 15 年 12 月及び平成 16 年 1 月	24 万円	30 万円	47 万円
平成 16 年 2 月から同年 8 月まで	24 万円	30 万円	—
平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月まで	24 万円	34 万円	—
平成 17 年 9 月から平成 18 年 1 月まで	24 万円	38 万円	—
平成 18 年 2 月から同年 4 月まで	24 万円	36 万円	38 万円
平成 18 年 5 月及び同年 6 月	24 万円	30 万円	38 万円
平成 18 年 7 月から同年 11 月まで	24 万円	30 万円	—

平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月まで	24 万円	34 万円	—
-----------------------------	-------	-------	---

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 13 年 1 月から平成 19 年 3 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 13 年 1 月から平成 19 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 12 年 12 月については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間のうち、平成 15 年 9 月から平成 16 年 1 月まで及び平成 18 年 2 月から同年 6 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄（平成 12 年 12 月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄（平成 12 年 12 月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000052 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000101 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 11 年 9 月から平成 15 年 9 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 9 月から平成 15 年 9 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 11 年 9 月から平成 15 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 11 年 9 月から平成 15 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 11 年 9 月、平成 13 年 2 月、同年 5 月から平成 14 年 1 月まで、同年 10 月から平成 15 年 1 月まで、同年 4 月及び同年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 9 月、平成 13 年 2 月、同年 5 月から平成 14 年 1 月まで、同年 10 月から平成 15 年 1 月まで、同年 4 月及び同年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 11 年 9 月、平成 13 年 2 月、同年 5 月から平成 14 年 1 月まで、同年 10 月から平成 15 年 1 月まで、同年 4 月及び同年 6 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 11 年 9 月	24 万円	28 万円	36 万円
平成 11 年 10 月から平成 12 年 9 月まで	24 万円	36 万円	—
平成 12 年 10 月から平成 13 年 1 月まで	24 万円	41 万円	—
平成 13 年 2 月	24 万円	38 万円	41 万円
平成 13 年 3 月及び同年 4 月	24 万円	41 万円	—
平成 13 年 5 月	24 万円	34 万円	41 万円
平成 13 年 6 月から同年 9 月まで	24 万円	36 万円	41 万円
平成 13 年 10 月から平成 14 年 1 月まで	26 万円	36 万円	38 万円
平成 14 年 2 月から同年 9 月まで	26 万円	38 万円	—
平成 14 年 10 月から同年 12 月まで	28 万円	34 万円	47 万円
平成 15 年 1 月	28 万円	34 万円	38 万円
平成 15 年 2 月及び同年 3 月	28 万円	38 万円	—
平成 15 年 4 月	28 万円	41 万円	44 万円
平成 15 年 5 月	28 万円	44 万円	—
平成 15 年 6 月及び同年 7 月	28 万円	34 万円	44 万円
平成 15 年 8 月	28 万円	30 万円	44 万円
平成 15 年 9 月	28 万円	30 万円	47 万円

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から平成 15 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る年金記録の標準報酬月額が、実際の給与明細書の厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料額及び報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間（次の表の第一欄に掲げる期間）については、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 11 年 9 月から平成 15 年 9 月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成 11 年 9 月から平成 15 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 11 年 9 月	24 万円	28 万円	36 万円
平成 11 年 10 月から平成 12 年 9 月まで	24 万円	36 万円	—
平成 12 年 10 月から平成 13 年 1 月まで	24 万円	41 万円	—
平成 13 年 2 月	24 万円	38 万円	41 万円
平成 13 年 3 月及び同年 4 月	24 万円	41 万円	—
平成 13 年 5 月	24 万円	34 万円	41 万円
平成 13 年 6 月から同年 9 月まで	24 万円	36 万円	41 万円
平成 13 年 10 月から平成 14 年 1 月まで	26 万円	36 万円	38 万円
平成 14 年 2 月から同年 9 月まで	26 万円	38 万円	—
平成 14 年 10 月から同年 12 月まで	28 万円	34 万円	47 万円
平成 15 年 1 月	28 万円	34 万円	38 万円
平成 15 年 2 月及び同年 3 月	28 万円	38 万円	—
平成 15 年 4 月	28 万円	41 万円	44 万円
平成 15 年 5 月	28 万円	44 万円	—
平成 15 年 6 月及び同年 7 月	28 万円	34 万円	44 万円

平成 15 年 8 月	28 万円	30 万円	44 万円
平成 15 年 9 月	28 万円	30 万円	47 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 11 年 9 月、平成 13 年 2 月、同年 5 月から平成 14 年 1 月まで、同年 10 月から平成 15 年 1 月まで、同年 4 月及び同年 6 月から同年 9 月までの期間については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000281 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000102 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成10年8月から平成19年3月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年8月から平成19年3月まで(次の表の第一欄に掲げる期間)の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成10年8月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年8月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成10年7月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年7月の標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成10年7月の第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成10年7月	30万円	—	47万円
平成10年8月から平成11年9月まで	30万円	47万円	—
平成11年10月から平成12年3月まで	28万円	50万円	—
平成12年4月及び同年5月	28万円	59万円	—
平成12年6月から平成13年2月まで	28万円	50万円	—
平成13年3月	28万円	59万円	—
平成13年4月	28万円	62万円	—
平成13年5月から同年8月まで	28万円	50万円	—
平成13年9月から平成14年3月まで	32万円	50万円	—
平成14年4月	32万円	62万円	—
平成14年5月から同年8月まで	32万円	47万円	—
平成14年9月	32万円	50万円	—
平成14年10月から平成15年3月まで	32万円	47万円	—
平成15年4月から同年6月まで	32万円	50万円	—
平成15年7月及び同年8月	32万円	47万円	—
平成15年9月	32万円	50万円	—
平成15年10月から平成19年3月まで	32万円	47万円	—

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年7月14日から平成19年4月1日まで

給与から控除されていた厚生年金保険料額と、年金記録の標準報酬月額に見合う保険料額に差異があるので、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間(次の表の第一欄に掲げる期間)のうち、平成10年8月から平成19年3月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及びA社が提出した請求者に係る賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成10年8月から平成19年3月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成10年8月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成10年7月	30万円	—	47万円
平成10年8月から平成11年9月まで	30万円	47万円	—
平成11年10月から平成12年3月まで	28万円	50万円	—
平成12年4月及び同年5月	28万円	59万円	—
平成12年6月から平成13年2月まで	28万円	50万円	—
平成13年3月	28万円	59万円	—
平成13年4月	28万円	62万円	—
平成13年5月から同年8月まで	28万円	50万円	—
平成13年9月から平成14年3月まで	32万円	50万円	—
平成14年4月	32万円	62万円	—
平成14年5月から同年8月まで	32万円	47万円	—
平成14年9月	32万円	50万円	—
平成14年10月から平成15年3月まで	32万円	47万円	—
平成15年4月から同年6月まで	32万円	50万円	—
平成15年7月及び同年8月	32万円	47万円	—
平成15年9月	32万円	50万円	—
平成15年10月から平成19年3月まで	32万円	47万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成10年8月から平成19年3月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成10年8月から平成19年3月までの期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成10年7月については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。